

令和5年度 看護自主活動支援助成事業 募集案内

川崎市内の看護職がその専門性を活かし、市民の健康と安全安心に寄与する活動を応援します。また、このことによって、地域貢献を通じた看護職と地域住民との交流を促進します。

これまで、何かしたいと考えていた方は、これを機会に仲間を作って活動にチャレンジしてください。協会では活動の始め方、進め方のサポートもいたしますので、ご相談ください。

申請受付期間 令和5年7月19日～8月14日(必着)

1 助成目的

川崎市内の看護職グループの行う市民の健康と安全安心に寄与する活動を支援し、看護職の地域貢献と住民との交流を促進することを目的とするため、本事業を実施します。

(助成対象活動)

市民に対する看護の普及啓発、看護職の看護知識や看護技術の向上につながる取組を補助金の交付対象とします。

2 対象グループ

支援の対象となるグループ

- (1) 3人以上の看護職からなるグループが行う事業であること
- (2) グループの構成員の2/3以上が当協会の会員であること
- (3) グループの活動が政治活動や宗教、営利などを目的としていないこと
- (4) 他の制度による助成を受けていないこと

3 対象事業(活動)

助成対象となる事業

- (1) 市民に対する看護の普及啓発の取組であること
- (2) 看護職の看護知識や看護技術の向上につながる取組であること

対象となる事業の例

- ・ 市民向け学習会、講演会等の開催
- ・ 看護職等、専門職の資質向上のための学習会、講演会等

4 助成を受けた場合に伴って行うこと

- (1) 川崎市看護協会助成事業であること踏まえ看護倫理に基づく姿勢と態度で臨むこと
- (2) 事業を完了できないことが判明した時は速やかに協会事務局に報告すること
- (3) 事業実施後、助成事業実施報告書等を提出すること
- (4) 川崎市看護協会主催の看護研究・活動報告会に参加することが望ましい

5 助成及び支援の内容

- (1) 助成対象事業を実施するにあたり必要な経費として1グループにつき年間、上限30,000円の助成金を交付します。(事業実施後、報告書と共に交付請求を行った後に交付)

助成の対象となる費用

- ・申請した事業を実施するため必要な経費
(会場費、講師謝礼、開催に伴う印刷費等)
- * グループ構成員の飲食や日当等の費用弁償は、対象としません。**

- (2) 周知に関する支援

活動について当協会ホームページや当協会ニュースを活用した広報をします。

(協会ニュースについては時期によって掲載できないこともあります)

周知チラシのナーシングセンター内配架と関係機関への配架依頼方法等の助言をします。

- (3) ナーシングセンター研修室等の利用(事前予約制)が可能

6 申請方法

- (1) 申請をしようとする方は、書類提出の前に川崎市看護協会に電話で事前相談をしてください。

- (2) 事前相談の結果、助成対象に該当する場合は次の手続きを進めてください。

申請書類様式*を当協会ホームページよりダウンロードして、必要事項を記入の上、添付資料**を添えて当協会にメールまたは郵送で送付してください。

メール申請の場合は、件名を「看護自主活動支援助成金申請」としてください。

*申請書類：看護自主活動支援事業助成金交付申請書

看護自主活動調書

構成員名簿

** 添付資料：グループの会則(ない場合はその旨を「看護自主活動支援事業助成金交付申請書」の備考欄に記入)

7 申請受付期間 令和5年7月19日(水)～8月14日(月)

8 審査

- ・看護プロボノ推進委員会において、助成対象事業の内容を審査します。
- ・助成対象として適当と認められた場合に、助成金交付を決定します。
- ・応募多数の場合は、活動に対する評価(意義、効果、新規性等)や構成員に占める当協会会員の割合等を総合的に勘案し、より優良と認めた取組を選定します。

9 結果の通知

助成金の交付、不交付については、決定後に申請者に通知します。

問い合わせ・申込先 公益社団法人 川崎市看護協会事務局
〒211-0067 川崎市中原区今井上町1-34 和田ビル3階
TEL:044-711-3995 FAX:044-711-5103 E-mail:mail1@kawa-kango.jp